

# 兵庫県公報

平成25年3月26日 火曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

条 例	ページ
○ 兵庫県税条例の一部を改正する条例（税務課）	1
○ 特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例（人事課）	6

## 公布された法令のあらまし

### ●兵庫県税条例の一部を改正する条例（条例第18号）

地方税法の一部改正に伴い、個人県民税、不動産取得税、自動車取得税及び狩猟税に係る規定について所要の整備を行うこととした。

### ●特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例（条例第19号）

- 兵庫県特別職報酬等審議会の答申に基づき、知事及び副知事の給料の支給額及び退職手当の支給割合を引き下げるとともに、その他の特別職に属する常勤の職員、教育長及び防災監等の給料の支給額についてもこれらに準じて引き下げることとする等所要の整備を行うこととした。
- 現下の厳しい財政状況等に鑑み、特別職に属する常勤の職員、教育長及び防災監等の給料月額及び期末手当並びに知事及び副知事の退職手当に係る減額措置について、平成25年度も引き続き実施することとし、所要の整備を行うこととした。

## 条 例

兵庫県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月26日

兵庫県知事 井戸敏三

### 兵庫県条例第18号

#### 兵庫県税条例の一部を改正する条例

兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「第23条第1項第6号に規定するもの」を「第23条第1項第6号に規定する退職手当等」に、「第23条第1項第14号に規定するもの」を「第23条第1項第14号に規定する利子等」に、「第24条第8項に規定するもの」を「第24条第8項に規定する営業所等」に、「第23条第1項第15号に規定するもの」を「第23条第1項第15号に規定する特定配当等」に、「同項第16号に規定するもの」を「同項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額」に、「租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第37条の11の4第1項の規定の適用につき同項に規定する特定口座源泉徴収選択届出書が提出された同法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座（以下この号、第14条第1項第7号及び第32条の19から第32条の21までにおいて「選択口座」という。）に係る同法第37条の11の3第1項に規定する特定口座内保管上場株式等（以下第14条第1項第7号、第32条の19及び第32条の20において「特定口座内保管上場株式等」という。）の同法第37条の11第1項に規定する譲渡（以下第14条第1項第7号、第32条の19及び第32条の20において「譲渡」という。）の対価又は当該選択口座において処理された同法第37条の11第1項に規定する上場株式等（以下第14条第1項第7号、第32条の19及び第32条の20において「上場株式等」という。）の同法第37条の11の3第2項に規定する信用取引等（以下第14条第1項第7号、第32条の19及び第32条の20において「信用取引等」という。）に係る同法第37条の11の4第1項に規定する差金決済（以下第14条第1項第7号、第32条の19及び第32条の20において「差金決済」という。）に係る差益に相当する金額を「特定株式等譲渡対価等（同項第16号に規定する特定株式等譲渡対価等をいう。以下同じ。）」に、「1月1日現在における納税義務者の住所地」を「1月1日現在における納税義務者（個人に限る。）の住所地」に改める。

第8条第1項中「第2章」の右に「(第8条を除く。）」を、「第3章」の右に「(第14条を除く。）」を加える。

第14条第1項第5号中「受ける者」を「受ける個人」に改め、同項第7号を次のように改める。

(7) 特定株式等譲渡対価等の支払を受ける個人で当該特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において県内に住所を有するもの

第32条の4を次のように改める。

#### 第32条の4 削除

第32条の5の見出し中「国外公社債等」を「国外一般公社債等」に改め、同条中「国外公社債等」を「国外一般公社債等」に、「租税特別措置法第3条の3第4項」を「租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第3条の3第4項第1号」に改め、「(個人に限る。)」を削る。

第32条の12中「第8条の3第2項」を「第3条の3第4項第2号に規定する国外一般公社債等の利子等以外の国外公社債等の利子等、同法第8条の3第4項第2号」に改める。

第32条の14中「又は租税特別措置法」を「、租税特別措置法」に改め、「という。)」の右に「又は同法第41条の12の2第3項に規定する特定割引債の償還金に係る差益金額（次条において「償還金に係る差益金額」という。）」を加える。

第32条の15中「又は上場株式等の配当等」を「、上場株式等の配当等又は償還金に係る差益金額」に改める。

第32条の16第2項を削る。

第32条の19中「、選択口座」を「、租税特別措置法第37条の11の4第1項に規定する源泉徴収選択口座」に、「租税特別措置法」を「同法」に、「当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る差益に相当する金額」を「、特定株式等譲渡対価等」に、「譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額」を「特定株式等譲渡対価等」に改める。

第32条の20中「当該特別徴収義務者が開設している選択口座においてその年中に行われた当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済（次条において「対象譲渡等」という。）により特定株式等譲渡所得金額が生じたときは、当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額」を「特定株式等譲渡対価等」に改める。

第32条の21中「当該特別徴収義務者が開設している選択口座においてその年中に行われた対象譲渡等により、当該対象譲渡等に係る租税特別措置法第37条の11の4第2項に規定する源泉徴収口座内通算所得金額が同項に規定する源泉徴収口座内直前通算所得金額に満たないこととなった場合」を「租税特別措置法第37条の11の4第3項に規定する場合」に、「当該選択口座に係る個人に対して当該」を「同項に規定する」に改める。

第46条第2項中「第36条の2の2第1項」を「第36条の2の2」に改め、同条第10項中「(独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）附則第9条第1項又は第11条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）第11条第1項第7号イの事業又は旧農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）第19条第1項第1号イの事業を含む。第60条の2において同じ。）」を削る。

第56条第1項中「第39条の2の4第1項」を「第39条の2の3第1項」に、「第39条の2の4第2項」を「第39条の2の3第2項」に改め、同条第5項中「第39条の3の3」を「第39条の3の2」に改める。

第115条第1項第4号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附則第5条の3中「第9項」を「第10項」に改める。

附則第6条第2項第3号中「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4の2第6項」に改める。

附則第9条の4の2第1項中「平成35年度」を「平成39年度」に、「平成25年」を「平成29年」に改め、同条に次の1項を加える。

4 所得割の納税義務者が、居住年が平成26年から平成29年までであって、かつ、租税特別措置法第41条第3項第2号に規定する特定取得に該当する同条第1項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有するときは、第1項の規定の適用については、同項中「100分の2」とあるのは「100分の2.8」と、「39,000円」とあるのは「54,600円」とする。

附則第9条の5中「法附則第33条の2第1項又は」を「附則第26条の3第1項、」に、「若しくは附則第34条第1項」を「、附則第32条の2第1項又は附則第34条第1項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第9条の5の2 平成26年度から平成50年度までの各年度分の個人の県民税についての第18条の3第1項及び第2項並びに前条（これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、第18条の3第2項第1号の表中「100分の85」とあるのは「100分の84.895」と、「100分の80」とあるのは「100分の79.79」と、「100分の70」とあるのは「100分の69.58」と、「100分の67」とあるのは「100分の

66.517」と、「100分の57」とあるのは「100分の56.307」と、「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と、前条第3号中「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と、同条第4号中「100分の60」とあるのは「100分の59.37」と、同条第5号中「100分の75」とあるのは「100分の74.685」とする。

附則第9条の6中「前条」を「附則第9条の5」に改める。

附則第9条の8を削る。

附則第15条の3中「附則第7条第19項」を「附則第7条第17項」に、「平成25年3月31日」を「平成27年3月31日」に、「附則第7条第20項」を「附則第7条第18項」に改める。

附則第17条中「附則第9条の3第1項」を「附則第9条の2第1項」に、「平成25年3月31日」を「平成27年3月31日」に、「第39条の2の4第1項」を「第39条の2の3第1項」に、「第39条の2の4第2項」を「第39条の2の3第2項」に、「政令附則第9条の3第2項」を「同条第2項」に改める。

附則第21条の2の4第7項中「トラックで」を「自動車で」に、「当該トラック」を「当該自動車」に、「法附則第12条の2の5第7項第1号に掲げるトラック」を「同項第1号に掲げる自動車」に、「をいう。）」を「をいう。以下この項において同じ。）」が12トンを超えるもの、法附則第12条の2の5第7項第2号に掲げるトラックのうち車両総重量」に、「同項第2号」を「同項第3号」に改める。

附則第26条の2中「平成25年3月31日」を「平成28年3月31日」に改め、同条第1号中「第9条第5項」を「第9条第6項」に改める。

附則第26条の3の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第1項前段中「及び次項」及び「において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の県民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある法第32条第13項に規定する申告書を提出したとき」を削り、「配当所得については」を「利子所得及び配当所得については」に、「当該上場株式等の配当等に係る配当所得の金額（以下この項において「上場株式等に係る配当所得の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税配当所得の金額（上場株式等に係る配当所得の金額をいう。）」を「法附則第33条の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額に対し、同項に規定する上場株式等に係る課税配当所得等の金額」に改め、同条第2項中「県民税」を「前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、県民税の所得割の納税義務者が法附則第33条の2第2項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、県民税」に、「上場株式等」を「特定上場株式等」に改め、「の金額」を削り、同条第3項第1号中「配当所得」を「配当所得等」に、「第2項」を「同条第2項」に改め、同項第2号中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第29条第3項中「又は第37条の9の2から第37条の9の5まで」を「、第37条の9の4又は第37条の9の5」に改める。

附則第32条の見出し及び同条第1項中「株式等」を「一般株式等」に改め、同条第2項第1号中「株式等」を「一般株式等」に、「第2項」を「同条第2項」に改め、同項第2号中「株式等」を「一般株式等」に改める。

附則第32条の3を削る。

附則第32条の2第1項中「第37条の10の2第1項」を「第37条の11の2第1項」に、「特定管理株式（）」を「特定管理株式等（）」に、「「特定管理株式」」を「「特定管理株式等」」に、「又は同項」を「、同条第1項」に、「が株式」を「又は同条第1項に規定する特定口座内公社債（以下この項及び次項において「特定口座内公社債」という。）が株式又は同法第37条の10第2項第7号に規定する公社債」に、「同条第1項各号」を「同法第37条の11の2第1項各号」に、「特定管理株式又は特定保有株式の譲渡（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第8項第3号イに掲げる取引の方法により行うものを除く。以下この条において同じ。）」を「特定管理株式等、特定保有株式又は特定口座内公社債の譲渡」に、「当該特定管理株式又は特定保有株式の譲渡を」を「附則第32条の6第2項に規定する上場株式等の譲渡を」に、「及び前条」を「、前条及び附則第32条の6」に改め、同条第2項中「第37条の10の2第1項」を「第37条の11の2第1項」に、「（附則第32条の4）」を「（次条）」に、「又は特定管理口座）」を「又は特定管理口座」に、「特定管理株式」を「特定管理株式等」に、「これに類するものとして政令附則第18条の2第2項に規定するものを含む」を「同法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいう」に、「及び附則第32条の4」を「及び次条から附則第33条まで」に改め、同条を附則第32条の3とし、附則第32条の次に次の1条を加える。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例）

第32条の2 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第16条及び

第18条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の法附則第35条の2の2第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、同条第1項に規定する上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額の100分の2に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかったものとみなす。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「附則第32条第1項」とあるのは「附則第32条の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と読み替えるものとする。

附則第32条の4第1項中「同条第2項」を「同法第37条の11の2第1項」に改める。

附則第32条の5第1項中「配当所得の金額と当該」を「利子所得の金額及び配当所得の金額と当該」に改め、「以外の」の右に「利子等（所得税法第23条第1項に規定する利子等をいう。）及び」を加え、「所得税法」を「同法」に改め、「」に係る」の右に「利子所得の金額及び」を加え、同条第3項第1号中「前条第1項」を「租税特別措置法第37条の11の4第1項」に改め、同項第2号中「第14条第1項第7号」を「租税特別措置法第37条の11の4第1項」に、「前条第2項」を「同法第37条の11の3第2項」に改める。

附則第32条の6第1項中「平成22年度分」を「平成29年度分」に、「附則第32条第1項後段」を「附則第32条の2第1項後段」に、「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第2項中「第37条の11の3第2項に規定する上場株式等の譲渡のうち同法」を削り、「附則第32条第1項に規定する株式等」を「附則第32条の2第1項に規定する上場株式等」に改め、同条第4項中「配当所得の金額（以下」を「配当所得等の金額に」に、「配当所得の金額（附則第32条の5第1項」を「配当所得等の金額（附則第32条の6第1項」に、「金額。以下」を「金額」に」と、「同項」とあるのは「法附則第33条の2第1項」に改め、同条第5項中「附則第32条第1項後段」を「附則第32条の2第1項後段」に、「附則第32条第1項に」を「附則第32条の2第1項に」に、「株式等に係る譲渡所得等」を「上場株式等に係る譲渡所得等」に、「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第6項中「附則第32条第1項に規定する株式等」を「附則第32条の2第1項に規定する上場株式等」に改め、同条第7項中「及び附則第32条」を「及び附則第32条の2」に、「配当所得の金額（以下」を「配当所得等の金額に」に、「配当所得の金額（附則」を「配当所得等の金額（附則」に、「金額。以下」を「金額」に」と、「同項」とあるのは「法附則第33条の2第1項」に、「附則第32条第1項」を「附則第32条の2第1項」に、「株式等」を「上場株式等」に、「金額とし、」を「金額。」と、「同条第1項」とあるのは「法附則第35条の2の2第1項」に改める。

附則第33条第1項中「第4項」を「第6項」に改め、同条第5項中「第3項の規定の適用がある場合における附則第32条第1項」を「第5項の規定の適用がある場合における附則第32条及び附則第32条の2」に、「同項中「株式等」を「附則第32条第1項中「一般株式等に係る譲渡所得等の金額（」とあるのは「一般株式等に係る譲渡所得等の金額（附則第33条第5項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」と、附則第32条の2第1項中「上場株式等」に、「、「株式等に係る譲渡所得等の金額（附則第33条第3項」を「上場株式等に係る譲渡所得等の金額（附則第33条第5項」に改め、「金額。」と」の右に「、「同条第1項」とあるのは「法附則第35条の2の2第1項」と」を加え、同項を同条第7項とし、同条第4項中「前項」を「第3項及び前項」に、「第37条の13の2第5項」を「第37条の13の2第8項」に、「株式等」を「一般株式等」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項中「金額（」の右に「第3項又は」を加え、「附則第35条の3第6項」を「附則第35条の3第8項」に、「同条第4項」を「法第45条の2第4項」に、「同条第1項」を「附則第32条第1項」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該株式等」を「一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び附則第32条の2第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。）を限度として、当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

- 3 県民税の所得割の納税義務者の特定株式に係る譲渡損失の金額は、当該特定株式に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度分の法第45条の2第1項又は第3項の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された法第45条の3第1項の確定申告書を含む。）に当該特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項について記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町長が認めるときを含む。）に限り、附則第32条の2第1項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の同項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

- 4 前項の規定の適用がある場合における附則第32条の2の規定の適用については、同条第1項中「上場株式

等に係る譲渡所得等の金額（）」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額（附則第33条第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」と、「同条第1項」とあるのは「法附則第35条の2の2第1項」とする。

附則第33条の2第1項中「の株式等」を「の上場株式等」に改め、同条第2項中「同条第4項第1号」を「同法第37条の14第4項第1号」に、「交付又は廃止があった非課税口座を有する」を「返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあった非課税口座を開設し、又は開設していた」に、「交付又は廃止があった時」を「返還又は廃止による払出しがあった時」に、「交付又は廃止があった非課税口座に係る」を「返還又は廃止による払出しがあった」に、「上場株式等（同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等をいう。）」を「株式等」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 附則第5条の3の改正規定、附則第9条の5の次に1条を加える改正規定並びに附則第9条の6及び第29条第3項の改正規定並びに附則第4項の規定 平成26年1月1日
  - (2) 附則第6条第2項第3号及び第9条の4の2第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定、附則第33条の2第2項の改正規定（「上場株式等（同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等をいう。）」を「株式等」に改める部分に限る。）並びに附則第5項及び第6項の規定 平成27年1月1日
  - (3) 第4条第2項第1号、第14条第1項第5号及び第7号並びに第32条の4の改正規定、第32条の5の見出し及び同条の改正規定、第32条の12、第32条の14及び第32条の15の改正規定、第32条の16第2項を削る改正規定、第32条の19から第32条の21まで並びに附則第32条の5第3項第1号及び第2号の改正規定並びに附則第7項から第10項までの規定 平成28年1月1日
  - (4) 附則第9条の5の改正規定、附則第26条の3の見出し並びに同条第1項前段及び第2項の改正規定、同条第3項第1号の改正規定（「第2項」を「同条第2項」に改める部分を除く。）、同項第2号の改正規定、附則第32条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条第2項第1号の改正規定（「株式等」を「一般株式等」に改める部分に限る。）、同項第2号の改正規定、附則第32条の3を削る改正規定、附則第32条の2第1項及び第2項の改正規定、同条を附則第32条の3とし、附則第32条の次に1条を加える改正規定、附則第32条の4第1項、第32条の5第1項、第32条の6第1項、第2項及び第4項から第7項まで並びに第33条第1項及び第5項の改正規定、同項を同条第7項とする改正規定、同条第4項の改正規定、同項を同条第6項とする改正規定、同条第3項の改正規定（「同条第4項」を「法第45条の2第4項」に、「同条第1項」を「附則第32条第1項」に改める部分を除く。）、同項を同条第5項とする改正規定、同条第2項の次に2項を加える改正規定、附則第33条の2第1項の改正規定、附則第11項の規定、附則第14項中兵庫県税条例及び兵庫県税証紙条例の一部を改正する条例（平成20年兵庫県条例第11号）附則第3項の改正規定（「改正法」を「兵庫県税条例及び兵庫県税証紙条例の一部を改正する条例（平成20年兵庫県条例第11号）」に改める部分を除く。）並びに附則第15項の規定 平成29年1月1日  
（行政手続条例の適用除外に関する経過措置）
- 2 改正後の兵庫県税条例第8条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にする同項に規定する行為について適用し、同日前にした改正前の兵庫県税条例第8条第1項に規定する行為については、なお従前の例による。  
（県民税に関する経過措置）
- 3 別段の定めがあるものを除き、この条例（附則第1項第3号及び第4号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の兵庫県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、平成25年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成24年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第5条の3、第9条の5の2及び第9条の6の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成25年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 5 新条例附則第6条第2項第3号の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成26年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 6 新条例附則第33条の2第2項の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の県民税について適用する。
- 7 平成28年1月1日前に支払を受けるべきこの条例（附則第1項第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の兵庫県税条例（次項から附則第10項までにおいて「平成28年旧条例」という。）第4条第2項第1号に

- 規定する利子等の支払を受ける日の属する事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。
- 8 この条例（附則第1項第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の兵庫県税条例（以下この項、次項及び附則第10項において「平成28年新条例」という。）の規定中平成28年新条例第4条第2項第1号に規定する利子等に係る県民税に関する部分は、平成28年1月1日以後に支払を受けるべき同号に規定する利子等について適用し、同日前に支払を受けるべき平成28年旧条例第4条第2項第1号に規定する利子等については、なお従前の例による。
- 9 平成28年新条例の規定中平成28年新条例第4条第2項第1号に規定する特定配当等に係る県民税に関する部分は、平成28年1月1日以後に支払を受けるべき同号に規定する特定配当等について適用し、同日前に支払を受けるべき平成28年旧条例第4条第2項第1号に規定する特定配当等については、なお従前の例による。
- 10 平成28年新条例の規定中平成28年新条例第4条第2項第1号に規定する特定株式等譲渡所得金額に係る県民税に関する部分は、平成28年1月1日以後に行われる平成28年新条例附則第32条の4第1項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡について適用し、同日前に行われた平成28年旧条例第4条第2項第1号に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡については、なお従前の例による。
- 11 この条例（附則第1項第4号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の兵庫県税条例の規定中個人の県民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成28年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。  
（不動産取得税に関する経過措置）
- 12 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。  
（自動車取得税に関する経過措置）
- 13 新条例附則第21条の2の4第7項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。  
（兵庫県税条例及び兵庫県税証紙条例の一部を改正する条例の一部改正）
- 14 兵庫県税条例及び兵庫県税証紙条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。  
附則第3項中「改正法」を「兵庫県税条例及び兵庫県税証紙条例の一部を改正する条例（平成20年兵庫県条例第11号）」に改め、「前日」との右に「、「附則第32条第1項」とあるのは「兵庫県税条例の一部を改正する条例（平成25年兵庫県条例第18号）による改正後の兵庫県税条例（以下この項において「改正後の条例」という。）附則第32条第1項又は附則第32条の2第1項」と、「同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「改正後の条例附則第32条第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）又は改正後の条例附則第32条の2第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）」と、「当該株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とを加える。  
（兵庫県税条例及び兵庫県税証紙条例の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 15 前項の規定による改正後の兵庫県税条例及び兵庫県税証紙条例の一部を改正する条例附則第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同条例第1条の規定による改正前の兵庫県税条例附則第33条第6項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成28年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

~~~~~  
特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 3月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 兵庫県条例第19号

### 特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

（特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第1条 特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第54号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「100分の80」を「100分の63」に改め、同項第2号中「100分の60」を「100分の47」に改め、同条第3項中「の属する月」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合における月数は、暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。

第4条第4項中「行う」の右に「ことができる」を加え、同条第6項中「第2条の4」を「第2条の4第1項」に改める。

第5条中「をいう」の右に「。以下同じ」を加え、「及び支給方法」を削り、「前条の規定にかかわらず、一般職の職員の例による」を「次に掲げる額の合計額とする」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 前条第2項の規定による退職手当の額
- (2) 国家公務員を退職したときに国家公務員退職手当法第19条第2項の規定の適用がなかったとした場合に同法の規定により支給されるべき退職手当の額に相当する額

第5条の次に次の1条を加える。

(一般職の職員から引き続いて特別職に属する常勤の職員となった者に対する退職手当に係る特例)

第5条の2 一般職の職員が退職し、退職手当条例の規定による退職手当を支給されず、引き続いて特別職に属する常勤の職員(知事等を除く。)となった場合におけるその者の退職手当の額については、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 第4条第6項の規定による退職手当の額
- (2) 一般職の職員を退職したときに退職手当条例第16条第2項の規定の適用がなかったとした場合に退職手当条例の規定により支給されるべき退職手当の額に相当する額

附則第11項を削る。

附則第12項中「平成24年」を「平成25年」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第13項中「平成20年4月分から平成25年3月分まで」を「平成25年4月分から平成26年3月分まで」に改め、「給料月額」の右に「に係る別表第1の規定の適用について」を加え、「別表第1の規定にかかわらず」を削り、「に規定する額からこれらの額に、知事にあつては100分の20、副知事にあつては100分の15、公営企業及び病院事業の管理者にあつては100分の10、その他の特別職に属する常勤の職員(職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年兵庫県条例第10号)附則第18項の規定によりなお従前の例によることとされた職員を含む。以下同じ。)にあつては100分の7をそれぞれ乗じて得た額を減じて得た額」を「中「1,340,000円」とあるのは「1,139,000円」と、「1,050,000円」とあるのは「949,000円」と、「740,000円」とあるのは「726,000円」と、「730,000円」とあるのは「717,000円」と、「880,000円」とあるのは「840,000円」」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第14項中「平成24年」を「平成25年」に、「附則第12項」を「附則第11項」に、「附則第14項」を「附則第13項」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第15項中「及び附則第11項」を「及び第5条」に、「100分の80」を「100分の63」に、「100分の70」を「100分の60」に、「100分の60」を「100分の47」に、「100分の50」を「100分の45」に、「附則第11項中「第4条第2項」を「第5条第1号中「前条第2項」に、「第4条第2項及び附則第15項」を「附則第14項において読み替えて適用する前条第2項」に改め、「同項の」とあるのは「これらの」とを削り、同項を附則第14項とする。

附則中第16項を第15項とし、第17項を第16項とし、第18項を第17項とする。

別表第1中「1,410,000円」を「1,340,000円」に、「1,110,000円」を「1,050,000円」に、「780,000円」を「740,000円」に、「770,000円」を「730,000円」に、「930,000円」を「880,000円」に改める。

(教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 教育長の給与等に関する条例(昭和35年兵庫県条例第49号)の一部を次のように改正する。

第3条中「930,000円」を「880,000円」に改め、「昭和37年兵庫県条例第50号」の右に「。以下「退職手当条例」という。」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(一般職の職員から引き続いて教育長となった者に対する退職手当に係る特例)

第3条の2 一般職の職員が退職し、退職手当条例の規定による退職手当を支給されず、引き続いて教育長となった場合におけるその者の退職手当の額については、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 前条の規定による退職手当の額
- (2) 一般職の職員を退職したときに退職手当条例第16条第2項の規定の適用がなかったとした場合に退職手当条例の規定により支給されるべき退職手当の額に相当する額

附則第10項中「平成24年」を「平成25年」に改める。

附則第11項中「平成20年4月分から平成25年3月分まで」を「平成25年4月分から平成26年3月分まで」

に、「同条に規定する給料月額からその額に100分の10を乗じて得た額を減じて得た額」を「840,000円」に改める。

附則第12項中「平成24年」を「平成25年」に改める。

(職員の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 職員の給与等に関する条例(昭和35年兵庫県条例第42号)の一部を次のように改正する。

第8条の2中「780,000円」を「740,000円」に改める。

附則第27項中「受ける職員を」を「受ける職員及び防災監等を」に改め、「減じた額」の右に「とし、防災監等の給料月額は、726,000円」を加える。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第4条 職員の退職手当に関する条例(昭和37年兵庫県条例第50号)の一部を次のように改正する。

第9条第5項第1号中「第16条第2項」を「第16条第3項」に改める。

第16条第4項中「おいては」の右に「、任命権者が別に定める場合を除き」を加え、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 職員が退職した場合(定年条例第2条の規定により退職した場合(定年条例第4条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。)及び任命権者が別に定める場合を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に人事委員会の常勤の委員、常勤の監査委員、公営企業若しくは病院事業の管理者又は教育長となったときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

(附属機関設置条例の一部改正)

第5条 附属機関設置条例(昭和36年兵庫県条例第20号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表特別職報酬等審議会の項中「給料」を「給与」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例(以下「改正後の特別職条例」という。)第5条及び第5条の2並びに第4条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例(以下「改正後の退職手当条例」という。)第16条第2項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に改正後の特別職条例第1条第2号から第5号までに掲げる職員となる者について適用する。

3 第2条の規定による改正後の教育長の給与等に関する条例第3条の2及び改正後の退職手当条例第16条第2項の規定は、施行日以後に教育長となる者について適用する。